

# 関東地方整備局における技術審査と 工事検査の取り組みについて

## 技術検査室について

国土交通省関東地方整備局企画部 総括技術検査官 いしづか ひろし  
石塚 廣史

### 1. はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）が平成17年4月に施行され、関東地方整備局では、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため、総合評価落札方式を全ての工事に適用（原則）しているところである（表 1）。

また、品確法第6条の趣旨を踏まえた体制として「技術検査室」を整備し、工事の発注に係る審査業務、ならびに工事検査を適切に実施し発注者の責務を果たすよう努めている。

本稿では関東地方整備局における技術審査（いわゆる「工事の入口部分」）と工事検査（いわゆる「工事の出口部分」）の取り組みについて紹介する。

### 2. 技術検査室の担当内容・体制

関東地方整備局では平成23年度まで本局発注工事については、河川工事課や道路工事課などの現業課が設計・積算と資格・技術審査の両方を実施し、工事検査は企画部の工事検査官が担当していた。

技術検査室は品確法の趣旨を踏まえ、公共工事の品質確保と技術力向上の観点から、資格・技術審査と工事検査を一つの部署で担当し、一貫して継続的に審査・評価を実施することを目的に平成24年度に新たに整備された。

総合評価落札方式において現業課が担当する積算業務と資格・技術審査業務を分離することで、よりいっそう審査の透明性と客観性が確保されることとなった。

技術検査室は、統括する総括技術検査官1名、

表 1 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）

（発注者の責務）

第6条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

公共工事の品質確保・向上の観点から技術審査・工事検査を同一組織で一貫して継続的評価を実施する「技術検査室」を設置

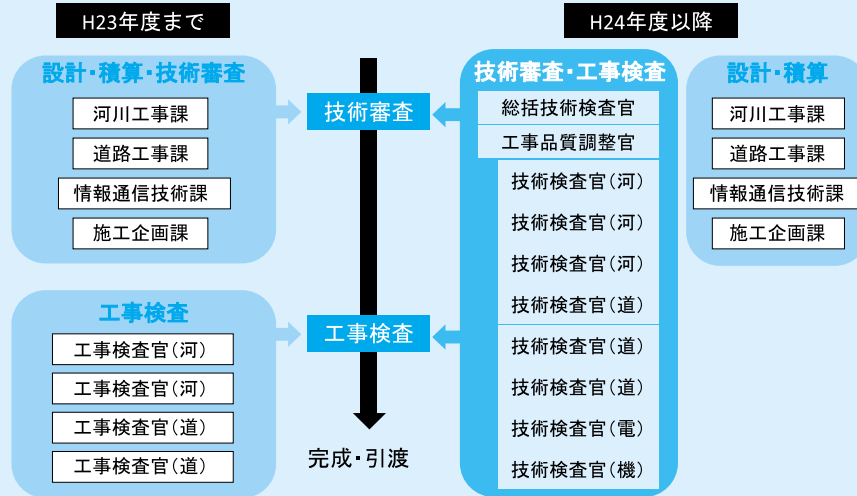


図 1 技術検査室の組織

技術検査官 8 名（河川系 3 名，道路系 3 名，電気通信系 1 名，機械系 1 名），ならびに工物品質調整官，専門員，事務職員各 1 名の 12 名のメンバーで構成している（図 1）。

### 3. 工事の入口部分（競争参加資格審査・技術審査）

総合評価落札方式の審査の流れにおける技術検査室の担当は以下としている。

- ① 技術提案書の受付：総務部契約課
- ② 資格審査：当該工事の資格審査担当技術検査官
- ③ 技術審査：当該工事の技術審査担当技術検査官
- ④ 学識経験者等による総合評価審査小委員会，整備局内技術審査会，入札・契約手続運営委員会：当該工事の技術審査担当技術検査官が審査資料を説明

技術検査官の資格審査と技術審査の流れを示すと図 2 となる。

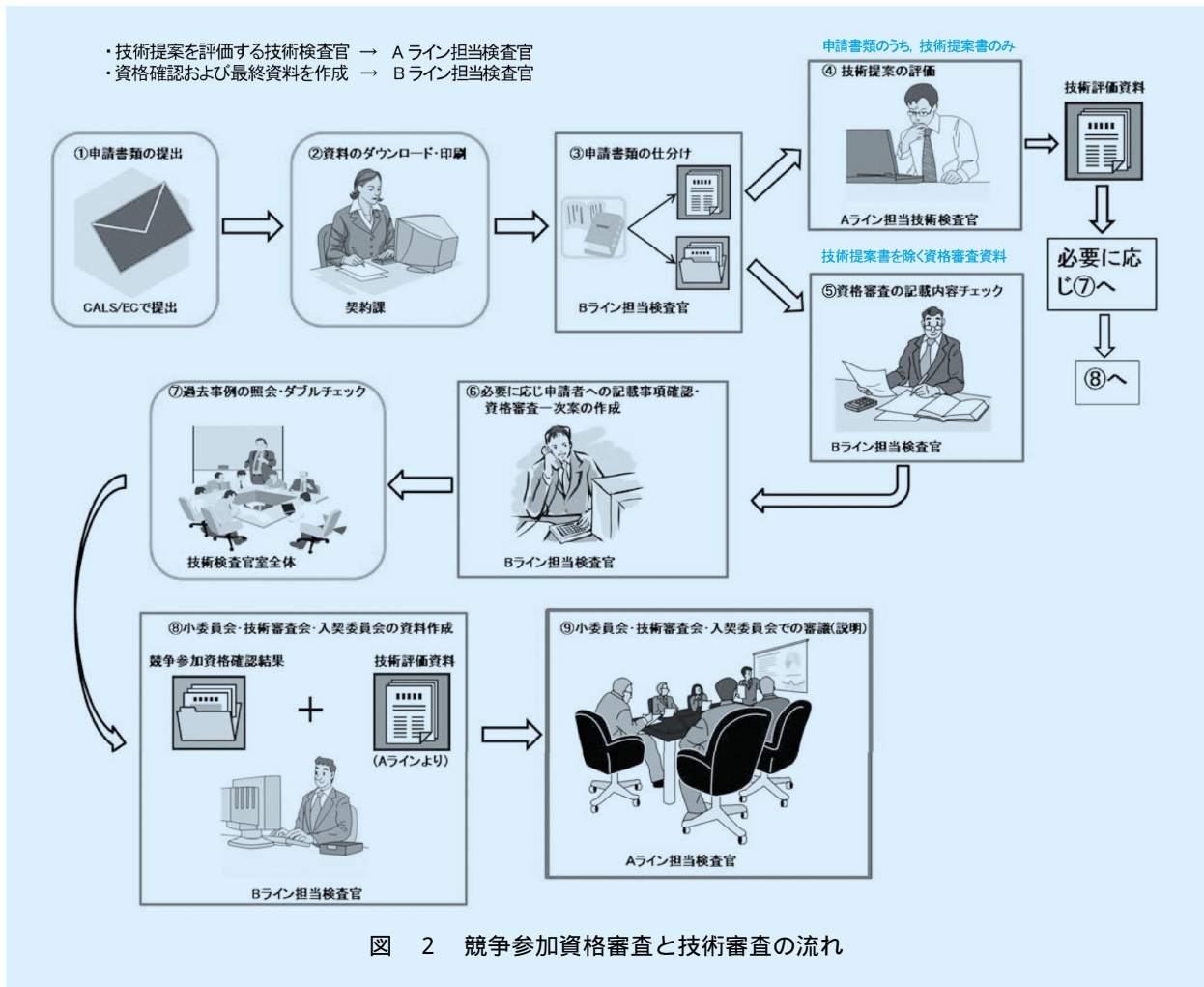
### 4. 技術検査室設置による効果

関東地方整備局が発注し契約した工事の出口部分（工事検査）は，以前と同様に技術検査室が引き継いでおり，以下の手順でこれまでどおり厳密に行っている。

- ① 検査の日程調整等：工事検査窓口担当技術検査官，専門員
  - ② 各種検査（完成，既済部分，完済部分，中間技術等）：当該工事の検査を命じられた担当技術検査官
  - ③ 工事評点・復命書等の作成：担当技術検査官
- 技術検査室で工事の入口部分と出口部分を一貫して担当することにより，これまでと比べ透明性，客観性の改善，ならびに技術力の向上等が図られている点について以下に整理した。

#### 1) 公共工事の品質確保

「入口・出口」を同一の部署で掌握しているため，品確法の精神に則った審査・検査が可能となった。従前の体制では，工事検査に当たって初めて工事概要等の説明を受けてから検査を実施していたが，技術審査段階やそれ以前の設問段階から



工事の内容をより詳細に把握しているため、より踏み込んだ検査が可能となった。

2) さらなる透明性・客観性の確保

積算業務と資格・技術審査業務を分離することで、総合評価落札方式においていっそう技術評価の透明性と客観性が確保されることとなった。また、事務处理的にも開札前に最終評価点と予定価格を同時に知り得る立場の一般職員が存在しないなど、より厳格化が図られた。

3) 技術審査・工事成績評定のいっそうの均一化

各工事における技術審査はデータベース化しており、技術検査官全員で情報共有し、担当による評価の違いがないよう均一化を図っている。また、効果の有無等で評価が難しい提案については、随時複数の技術検査官による協議を行っているほか、定期的に技術検査官全員が参加する会議(以下「検査官会議」という)で紹介し、情報共有を図っている。

工事検査については、検査時に気付いた問題点や疑問点を検査終了後、統一様式に記録し、検査官会議で情報共有している。また、副所長会議等の場でも積極的に事例紹介し、地方整備局全体のレベルアップにも取り組んでいる。

これらの取り組みにより、技術審査・工事成績評定ともに各技術検査官、工事ごと、年度の違い等によって評価に差異が生じないように心がけている。

4) 提案技術の有効性の検証

総合評価のため提出された提案技術は、技術検査官が審査評価しているため、提案の有効性について工事検査時に確認が可能であり、個別工事ごとに効果があったもの、また評価に比べその効果が少なかったものなどが確認された場合は様式にとりまとめ、検査官会議で情報共有を図るほか、下記の現場確認と合わせ技術審査結果の検証を行い評価に反映している。



写真 1 技術提案の現場確認

## 5. 技術審査結果の現場確認

現場に適切な技術を正しく評価するため、技術審査時の評価結果は、その有効性を確認するため、有効性に疑問があったものや不採用としたものなどについて、検査官会議で確認する分野（土工・鋼橋・PC・トンネル等々）や工種を決定し、施工者の協力のもと施工現場を訪問して確認を行い、次回以降の技術審査の評価に反映させている。

## 6. おわりに

技術検査室では、担当技術検査官が技術審査や工事検査で評価・判断に迷うことが発生するごとにメンバー間で共有し、解決を図るオープンな雰囲気の中で仕事を進めているが、発足2年目の技術検査室の業務の中で、大まかに以下の課題を提えているところである。

### (1) 技術審査

総合評価落札方式で提案される技術は多種多様であり、近年、その履行に当たって相当の費用負担を伴うと思われる提案も見受けられるため、オーバースペックな提案の抑制について幅広く議論を重ねる必要があると考えている。

### (2) 工事検査

工事検査は通常年度末に集中するため、年度末は技術検査官のみでは全ての検査に対応できない場合があり、応援として整備局の課長補佐、事務所の副所長等に検査を要請する場合がある。応援の検査官は、技術検査官とは持っている情報量に差異があるために均一の評価がなされているか懸念される。このため今後は、検査を担当することとなる職員に対しても技術検査官と同様の情報提供を行い、評価の均一化を図る必要がある。

施工者の受注の機会に大きく関係する技術審査、工事検査を担当していることを胸に、今後も引き続き、公平、厳密に細心の注意を払って業務を行ってまいりたい。